

京都市消防局訓令乙第7号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防署事務分掌規程の全部を次のように改正する。

平成30年3月27日

京都市消防局長 荒木 俊晴

京都市消防署事務分掌規程

(消防署の事務分掌)

第1条 消防署の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 文書の審査、收受、発送、整理及び保存に関すること。
- (3) 京都市個人情報保護条例及び京都市情報公開条例に係る事務の統括に関すること。
- (4) 総務課の所管事務に係る企画、事業の計画及び総合調整に関すること。
- (5) 消防広報に関すること。
- (6) 市民の要望及び相談の処理に係る事務の統括に関すること。
- (7) 統計に関すること。ただし、消防課の所管に属するものを除く。
- (8) 会計に関すること。
- (9) 職員の人事、労務及び給与に関すること。
- (10) 職員の健康管理に関すること。
- (11) 職員の安全管理に関すること。
- (12) 職員等の公務災害の防止及び公務災害補償等に関すること。
- (13) 職員の福利厚生に関すること。
- (14) 庁舎及び物品の管理並びに庁中取締に関すること。
- (15) 貸与品に関すること。
- (16) 情報システムの管理、運用及び情報セキュリティ対策に関すること。
- (17) 公務による交通事故等の処理及び損害賠償等の事務の統括に関すること。

- (18) 消防装備の整備及び保全に関すること。
- (19) 消防機械器具に装置する高圧ガス容器の管理に関すること。
- (20) 消防団に関すること。ただし、消防課の所管に属するものを除く。
- (21) 消防団の充実強化に関すること。
- (22) 京都市ジュニア消防団に関すること。ただし、消防課の所管に属するものを除く。
- (23) 他の課及び消防分署（以下「分署」という。）の所管業務に属しないこと。

#### 消防課

- (1) 消防課の所管事務に係る企画及び事業の計画に関すること。
- (2) 火災予防対策に関すること。
- (3) 事業所の防火指導に関すること。
- (4) 事業所の自衛消防隊その他の自衛消防の組織の事務の統括に関すること。
- (5) 防火の運動その他の火災予防の啓発に関すること。
- (6) 防火管理者、防災管理者その他関係者の指導に関すること。
- (7) 査察及び違反処理並びにこれらに伴う事務の統括に関すること。
- (8) 違反公表に関すること。
- (9) 防火対象物に対する火災予防上の措置及びこれに伴う事務の統括に関すること。
- (10) 防火対象物点検及び防災管理点検に関すること。
- (11) 防火基準適合表示制度に関すること。
- (12) 火気及び電気を使用する設備及び器具の防火に関すること。
- (13) 露店等の火災予防の事務の統括に関すること。
- (14) 文化財の防火対策及び防災対策に関すること。
- (15) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持管理に関すること。
- (16) 建築物の許可及び確認の同意事務に関すること。
- (17) 防災物品の規制に関すること。
- (18) 危険物及び指定可燃物の規制に関すること。
- (19) 液化石油ガス、都市ガスその他特殊な物質の防火に関すること。

- (20) 火薬類及び高圧ガスの災害の防止に関すること。
- (21) 応急救護分団の教育の実施及び訓練指導に関すること。
- (22) 住宅防火対策に関すること。
- (23) 在宅避難困難者その他の特に配慮を要する者に対する防火及び防災に係る安全対策に関すること。
- (24) 自主防災会の連絡組織に関すること。
- (25) 住宅用防災機器等の設置，維持管理及び普及並びに防災製品の普及に関すること。
- (26) 消防水利の開発及び保全の計画及び実施に関すること。
- (27) 開発行為に伴う法令に定める協議及び指導に関すること。
- (28) 応急手当の普及啓発活動の計画及び実施に関すること。
- (29) 幼年消防クラブに関すること。

第一部，第二部及び第三部（以下「各部」という。）

- (1) 各部の所管事務に係る企画及び事業の計画に関すること。
- (2) 消防団の教育の実施及び訓練指導に関すること。
- (3) 京都市ジュニア消防団の教育の実施及び訓練指導に関すること。
- (4) 防火対象物等に対する火災予防上の措置に関すること。
- (5) 査察及び違反処理並びに事業所の防火指導の実施に関すること。
- (6) 事業所の自衛消防隊その他の自衛消防組織の指導に関すること。
- (7) 露店等の火災予防に関すること。
- (8) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関すること。
- (9) 火災統計，救助統計及び救急統計に関すること。
- (10) 火災に係るり災証明及び救急搬送証明に関すること。
- (11) 自主防災組織の育成及び指導並びにこれらに伴う事務の統括に関すること。
- (12) 地域における防火及び防災に係る安全対策に関すること。
- (13) 防火防災教育訓練の推進に関すること。
- (14) 地域の災害協力に関すること。
- (15) 震災活動，水災活動その他災害活動の計画及び実施に関すること。
- (16) 消防警備等の計画及び実施に関すること。

- (17) 署外において処理する業務の計画及び実施に関すること。
- (18) 非常召集に関すること。
- (19) 災害の警戒及び防御に関すること。
- (20) 災害現場における指揮，情報処理，広報等に関すること。
- (21) 地域及び防火対象物の警防調査及び警防指導に関すること。
- (22) 救助業務に関すること。
- (23) 救急業務に関すること。
- (24) 救急活動の事後検証に関すること。
- (25) 救急救命士を含む救急隊員の教育，研修及び病院実習に関すること。
- (26) 地区医師会その他救急医療機関等との連絡及び調整に関すること。
- (27) 職員の体力管理に関すること。
- (28) 警防訓練に関すること。
- (29) 幼年消防クラブの教育の実施に関すること。
- (30) 消防機械器具の取扱いの指導及び運用に伴う安全管理に関すること。

(分署の事務分掌)

第2条 分署の分掌する事務は，次のとおりとする。

#### 消防課

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 文書の審査，收受，発送，整理及び保存に関すること。
- (3) 京都市個人情報保護条例及び京都市情報公開条例に係る事務の統括に関すること。
- (4) 会計に関すること。
- (5) 消防団に関すること。
- (6) 消防団の充実強化に関すること。
- (7) 京都市ジュニア消防団に関すること。
- (8) 職員の人事，労務及び給与に関すること。
- (9) 職員の健康管理に関すること。
- (10) 職員の安全管理に関すること。
- (11) 職員等の公務災害の防止及び公務災害補償等に関すること。
- (12) 職員の福利厚生に関すること。

- (13) 庁舎及び物品の管理並びに庁中取締に関すること。
- (14) 貸与品に関すること。
- (15) 自主防災会の連絡組織に関すること。
- (16) 情報システムの管理，運用及び情報セキュリティ対策に関すること。
- (17) 消防水利の開発及び保全の計画及び実施に関すること。
- (18) 開発行為に伴う法令に定める協議及び指導に関すること。
- (19) 公務による交通事故等の処理及び損害賠償等の事務の統括に関する  
こと。
- (20) 消防装備の整備及び保全に関すること。
- (21) 消防機械器具に装置する高圧ガス容器の管理に関すること。
- (22) 所管事務に係る企画，事業の計画に関すること。
- (23) 消防広報に関すること。
- (24) 市民の要望及び相談の処理に係る事務の統括に関すること。
- (25) 統計に関すること。
- (26) 応急救護分団の教育の実施及び訓練指導に関すること。
- (27) 火災予防対策に関すること。
- (28) 事業所の防火指導に関すること。
- (29) 防火の運動その他の火災予防の啓発に関すること。
- (30) 防火管理者，防災管理者その他関係者の指導に関すること。
- (31) 査察及び違反処理並びにこれらに伴う事務の統括に関すること。
- (32) 防火対象物に対する火災予防上の措置及びこれに伴う事務の統括に関  
すること。
- (33) 火気及び電気を使用する設備及び器具の防火に関すること。
- (34) 露店等の火災予防の事務の統括に関すること。
- (35) 文化財の防火対策及び防災対策に関すること。
- (36) 住宅防火対策に関すること。
- (37) 在宅避難困難者その他の特に配慮を要する者に対する防火及び防災に  
係る安全対策に関すること。
- (38) 住宅用防災機器等の設置，維持管理及び普及並びに防災製品の普及に関  
すること。

- (39) 応急手当の普及啓発活動の計画及び実施に関する事。
- (40) 幼年消防クラブに関する事。

#### 各部

- (1) 各部の所管事務に係る企画及び事業の計画に関する事。
- (2) 消防団の教育の実施及び訓練指導に関する事。
- (3) 京都市ジュニア消防団の教育の実施及び訓練指導に関する事。
- (4) 防火対象物等に対する火災予防上の措置に関する事。
- (5) 査察及び違反処理並びに事業所の防火指導の実施に関する事。
- (6) 事業所の自衛消防隊その他の自衛消防組織の指導に関する事。
- (7) 露店等の火災予防に関する事。
- (8) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関する事。
- (9) 火災統計、救助統計及び救急統計に関する事。
- (10) 火災に係るり災証明及び救急搬送証明に関する事。
- (11) 自主防災組織の育成及び指導並びにこれらに伴う事務の統括に関する事。
- (12) 地域における防火及び防災に係る安全対策に関する事。
- (13) 防火防災教育訓練の推進に関する事。
- (14) 地域の災害協力に関する事。
- (15) 震災活動、水災活動その他災害活動の計画及び実施に関する事。
- (16) 消防警備等の計画及び実施に関する事。
- (17) 署外において処理する業務の計画及び実施に関する事。
- (18) 非常召集に関する事。
- (19) 災害の警戒及び防御に関する事。
- (20) 災害現場における指揮、情報処理、広報等に関する事。
- (21) 地域及び防火対象物の警防調査及び警防指導に関する事。
- (22) 救助業務に関する事。
- (23) 救急業務に関する事。
- (24) 救急活動の事後検証に関する事。
- (25) 救急救命士を含む救急隊員の教育、研修及び病院実習に関する事。
- (26) 地区医師会その他救急医療機関等との連絡及び調整に関する事。

- (27) 職員の体力管理に関すること。
- (28) 警防訓練に関すること。
- (29) 幼年消防クラブの教育の実施に関すること。
- (30) 消防機械器具の取扱いの指導及び運用に伴う安全管理に関すること。

(事務分掌に関する特例)

第3条 署長は、特別又は緊急の必要があるときは、この訓令の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)